



平成 21 年 4 月 24 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ジ ー エ ヌ ア イ
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 兼 CEO イ ン ・ ル オ
(コード番号:2160 東証マザーズ)
問 合 せ 先 経 営 管 理 部 田 中 忍
(TEL. 03-5326-3097)

定款の（一部）変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 4 月 24 日開催の取締役会において、「定款の（一部）変更の件」を平成 21 年 6 月 17 日開催予定の第 8 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 当社及び連結子会社の決算期を統一することにより、四半期決算等の経営情報をより適時に開示し、経営の透明性の更なる向上及び業務の効率化を図る為、現行定款第 36 条（事業年度）を毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日に変更するとともに、現行定款第 13 条（定時株主総会の基準日）毎年 3 月 31 日から変更案第 12 条（定時株主総会の基準日）毎年 12 月 31 日に変更するものであります。これにより、1 四半期の重複監査費用を削減する事が可能となります。
- (2) 今後の当社の経営戦略を強力かつ迅速に展開できる執行体制を構築するとともに、経営の監督と業務執行の分離によるコーポレート・ガバナンスの強化を目的として「会社法」第 2 条第 12 号により定められている「委員会設置会社」へ移行するため、所要の変更及び条文の整備等を行うものであります。
- (3) 本社を千代田区から新宿区に移転したことに伴い、現行定款第 3 条（本店の所在地）を変更するものであります。
- (4) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 88 号）が平成 21 年 1 月 5 日に施行されたことに伴い、当社の定款上不要となりました株券、実質株主、実質株主名簿に関する規定の削除等の所要の変更を行うものであります。
- (5) その他、上記変更に伴う必要な条数の変更を行うとともに、表現の一部を改めるものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第2条 (省略)</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を東京都<u>千代田区</u>に置く。</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. 会計監査人 <p>(公告方法)</p> <p>第5条 (省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条 (省略)</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第7条 <u>当社の株式については、株券を發行する。</u></p> <p>(単元株式数及び単元未満株式の不発行)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、1,000株とする。</p> <p><u>2. 当社は前条の規定にかかわらず単元未満株式に係る株券を發行しない。但し、株式取扱規程に定めるところについては、この限りではない。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当社の株主<u>(実質株主を含む。以下同じ。)</u>は、その有する単元未満株式につ</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第2条 (現行どおり)</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を東京都<u>新宿区</u>に置く。</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 2. <u>委員会</u> 3. 会計監査人 <p>(公告方法)</p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第7条 (現行どおり)</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. (削除) <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p>

<p>いて、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない</p> <p>1～3 (省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 (省略)</p> <p>2. (省略)</p> <p>3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備え置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>第11条 (省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条 (省略)</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年<u>3月31日</u>とする。</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により<u>取締役社長</u>がこれを招集し、その議長となる。<u>取締役社長</u>に事故あるときは、予め取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに当たる。</p> <p>第15条～第17条 (省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第18条 (省略) (新設)</p>	<p>1～3 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿作成ならびに備え置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>第10条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第11条 (現行どおり)</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第12条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年<u>12月31日</u>とする。</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により<u>取締役代表執行役社長</u>がこれを招集し、その議長となる。<u>取締役代表執行役社長</u>に事故あるときは、予め取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに当たる。</p> <p>第14条～第16条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役、取締役会及び委員会</p> <p>第17条 (現行どおり)</p> <p><u>2. 前項のうち2名以上は社外取締役でなければならない。</u></p> <p>第18条 (現行どおり)</p>
--	---

<p>第 19 条 (省略)</p> <p>第 20 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 (省略)</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第 21 条 取締役社長は、会社を代表する。</p> <p>2. 前項のほか、取締役会の決議をもって会社を代表する取締役を定めることができる。</p> <p>(役付取締役)</p> <p>第 22 条 当社は、取締役会の決議をもって取締役の中から取締役社長 1 名を選定し、必要に応じ取締役会長 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集及び議長)</p> <p>第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、予め取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに当たる。</p> <p>2. 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発するものとする。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>第 24 条～第 25 条 (省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 26 条 取締役の報酬、賞与、その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下、「報酬等」という。) は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>第 19 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(取締役会の招集及び議長)</p> <p>第 20 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役代表執行役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役代表執行役社長に事故あるときは、予め取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに当たる。</p> <p>2. 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発するものとする。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>第 21 条～第 22 条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 23 条 取締役の報酬、賞与、その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下、「報酬等」という。) は、報酬委員会が定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p>
--	---

<p>(取締役の責任免除) 第 27 条 (省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>第 5 章 監査役及び監査役会</u> <u>(員数)</u> 第 28 条 当社の監査役は、5 名以内とする。</p> <p><u>(選任方法)</u> 第 29 条 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p><u>(任期)</u> 第 30 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p><u>(監査役会の招集通知)</u> 第 31 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p><u>(常勤監査役)</u> 第 32 条 監査役会は、その決議によって常</p>	<p>第 24 条 (現行どおり)</p> <p><u>(委員会の委員)</u> 第 25 条 指名委員会、監査委員会及び報酬委員会の委員は、取締役の中から、取締役会の決議によって選定する。</p> <p><u>(委員会規程)</u> 第 26 条 各委員会に関する事項は、法令、本定款又は取締役会で定めるもののほか、各委員会において定める委員会規則による。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
--	---

<p><u>勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役会規程)</u></p>	
<p><u>第 33 条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(報酬等)</u></p>	
<p><u>第 34 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役の責任免除)</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第 35 条 当社は、会社法 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって、免除することができる。</u></p>	
<p><u>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、10 万円以上で予め定められた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>	
<p>(新設)</p>	<p>第 5 章 執行役</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(執行役の員数)</u> 第 27 条 当社の執行役は、6 名以内とする。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(執行役の選任)</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>第 28 条 執行役は取締役会の決議によって選任する。 2. 代表執行役は、取締役会の決議により、執行役の中から選定する。但し、代表執行役となる執行役は、取締役を兼ねる者でなければならぬ。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(執行役の任期)</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>第 29 条 執行役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関</p>

<p>(新設)</p>	<p><u>する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>(役付執行役)</u></p> <p><u>第 30 条 取締役会は、その決議により、取締役である代表執行役の中から、取締役代表執行役社長 1 名を選定する。</u></p> <p><u>2. 取締役会は、その決議により、必要に応じて役付執行役を若干名選定することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(執行役の報酬等)</u></p> <p><u>第 31 条 執行役の報酬等は、報酬委員会の決議により定める。</u></p> <p><u>2. 執行役が当会社の支配人その他使用人を兼ねるときは、当該支配人その他使用人の報酬等についても前項と同様とする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(執行役の責任免除)</u></p> <p><u>第 32 条 当会社は法令の定めるところに従い、任務を怠ったことによる執行役（執行役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>
<p style="text-align: center;">第 6 章 計算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第 36 条 当会社の事業年度は、<u>毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日</u>までの 1 年とする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第 37 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 <u>3 月 31 日</u>とする。</p> <p>(配当金の排斥期間)</p> <p>第 38 条 (省略)</p> <p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第 6 章 計算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第 33 条 当会社の事業年度は、毎年 <u>1 月 1 日から 12 月 31 日</u>までの 1 年とする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第 34 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 <u>12 月 31 日</u>とする。</p> <p>(配当金の排斥期間)</p> <p>第 35 条 (現行どおり)</p> <p>(附則)</p> <p>第 1 条 第 30 条 (事業年度) の規定にかか</p>

<p>(新設)</p>	<p><u>わらず、平成 21 年 4 月 1 日から始まる第 9 期事業年度は、平成 21 年 12 月 31 日までの 9 ヶ月間とする。本条は、第 9 期事業年度経過後は、これを削除する。</u></p> <p><u>第 2 条 当会社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。本条は平成 22 年 1 月 5 日まで有効とし、平成 22 年 1 月 6 日をもってこれを削除する。</u></p>
-------------	--

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日	平成 21 年 6 月 17 日 (予定)
定款変更の効力発生日	平成 21 年 6 月 17 日 (予定)

以 上